

広島県再犯防止推進計画「令和6年度末の実績」

1 社会の理解促進・支援基盤の強化							
(1) 社会の理解促進							
	取組の方向	令和6年度末		自己評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●市町再犯防止推進計画の策定 県内市町において、地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援します。	・市町に対して会議や研修を通じて、再犯防止施策（更生支援）の意義について説明や個別の支援を通じて策定支援を行った。 ・市町会議、研修会において、福祉関係部署も対象に実施した。	県内全市町（23市町）において、計画は策定された。 ※うち16市町は地域福祉計画に包含	◎：順調	—	市町会議・研修を通じ、計画掲載施策が実効性をもって取り込まれるよう支援を進める。	県民活動課
②	●県・市町の取組の更生支援の視点の推進 県の関連計画との連携や、この計画の市町への周知などを通じて、県や市町の取組において更生支援の視点が持たれることにより、県民の関心・理解の促進につながるよう取り組みます。	・高齢者支援、障害者支援、地域共生などの関連分野の県計画の所管課と当該計画への記載について調整した。 ・市町会議において、自治体が再犯防止に取組む意義について説明した。	関連計画である、「地域福祉支援計画」、「高齢者プラン」、「障害者プラン」に更生支援の取組について記載した。	○：概ね順調	関連計画に盛り込まれた、再犯防止施策に取組み、進捗管理を行う必要がある。	関連計画に掲載された再犯防止施策の取組を進めるとともに、関連計画改定時には、更生支援の視点が盛り込まれるよう調整を行う。	県民活動課
③	●地域の支援者の更生支援の視点の推進 高齢者支援、障害者支援や生活保護などの関連分野の支援者等においても、更生支援の視点が持たれるよう、各分野の研修などの機会を捉え、関心・理解の促進に取り組めます。 刑事司法分野の支援者、福祉分野の制度や支援の考え方などの理解が深まるよう取り組みます。	主任相談支援専門員研修において、障害者の権利擁護について講義しており、矯正施設入所者など社会的な差別や偏見等課題を抱える障害者に対する適切な支援について研修を実施している。	障害者に対する差別や偏見の弊害や権利擁護の重要性について、主任相談支援専門員の理解を促進することで、地域の相談支援従事者等に対して権利擁護の視点を踏まえた助言を行ってもらえるような体制を整備できた。	◎：順調	引き続き、障害者への差別や偏見の現状を踏まえ、本人の意思やニーズに応じた適切な支援が行える専門人材を育成する必要がある。	引き続き、研修を通じて、更生支援も含め、適切な支援が行える人材を育成する。	障害者支援課
		生活困窮者自立支援制度担当者向け研修会、更生支援を含む他制度との連携の必要性について説明を行った。また、R5年度は刑余者をテーマとした研修会を開催した。	生活困窮者自立支援制度担当者向け研修会開催数 R3～6の各年度とも年5回開催	◎：順調	引き続き、生活困窮者への支援の推進と質の向上を図るとともに、支援者間の連携を促進するため、研修を実施する必要がある。	引き続き、研修を通じて、更生支援も含め、適切な支援が行える人材を育成する。	社会援護課
④	●県民の更生支援の関心の喚起 更生保護への理解を深める取組である“社会を明るくする運動”を関係機関、民間協力者と連携して推進します。	・県知事が実行委員長となり、関係機関と連携して運動を推進した。 ・7月の強調月間にはポスターを掲示し、法務省が作成した広報動画をTikTok、Facebookに投稿するなどの広報を行った。	会議参加者に対し、居住支援に対する理解促進につながった。	○：概ね順調	関係機関との連携をさらに強めると共に、業界団体に対しては、居住支援法人の存在など、要配慮者に対する支援制度の認知を高めていく必要がある。	引き続き業界団体の主催する会議に出席・講演し働きかけを行い、支援制度に関する周知を広げること、業界団体の理解を得ていく。	住宅課
			○：概ね順調	県民全体への理解促進を図るためには、ターゲットを捉えた広報啓発を図る必要がある。	引き続き、取組を継続実施するとともに、SNS等デジタル技術を活用した、広報に取り組んでいく。	県民活動課	
(2) 支援基盤の強化							
①	●関係機関相互の連携 この計画の策定にあわせて設置した「広島県再犯防止推進連絡会議」などを通じて、関係機関相互の情報共有、連携を推進します。	「広島県再犯防止推進連絡会議」を開催し、県計画の進捗状況や課題分析、連絡会議における会員の意見も踏まえ、関係機関相互の情報共有等を行った。	概ね年1回開催	○：概ね順調	広島県再犯防止推進計画が、令和7年度に計画期間が満了することから、次期計画について、関係機関と連携し策定を進める必要がある。	会議においても、次期計画案を報告し情報共有を図るとともに、意見の聴取も行う。	県民活動課
②	●支援に携わる者への司法分野等の制度の理解の推進 「広島県再犯防止推進連絡会議」の会員等と連携し、犯罪・非行をした者の支援に携わる（可能性のある）機関、施設、団体等の職員が、司法分野と福祉分野の双方の制度や支援のノウハウ等について知る機会が増え、理解が深まるよう取り組みます。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議 ※地域定着連絡会議へ、弁護士に加わってもらい、ケース対応に係るアドバイスや意見交換等を実施。（R4～）	2カ月に1回の頻度で、開催しており、庁内の関係課も参加し、連携強化を図っている。	◎：順調	引き続き、公益社団法人広島県社会福祉士会による司法分野に精通した社会福祉士の育成のため、関係機関との連携強化に取り組む必要がある。	定期的な連絡会議の開催及び「寄り添い弁護士制度」等を通じて、地域定着支援センター業務の弁護士との連携強化を図る。	地域共生社会推進課
③	●民間ボランティアの確保・育成 更生保護に関するボランティアである保護司、更生保護女性連盟会員、BBS会員等の活動を広げ、県民の関心を高めるとともに、国と連携した人材確保・育成に取り組めます。	県退職者説明会において、保護司募集の案内を行った。	県退職者の保護司委嘱者数 6人（R3～6）	○：概ね順調	—	県退職者説明会において、保護司募集の案内チラシを配布する。	県民活動課

広島県再犯防止推進計画「令和6年度末の実績」

2 生活上の基本ニーズの確保・回復							
(1) 住居等の確保							
	取組の方向	令和6年度末		評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●一時的住居の偏在の解消への協力 一時的な住居の偏在を解消するため、国が行う支援制度等の広報や関係機関・民間への働き掛けに協力します。	一時的な住居の確保に向けた取組の必要性について、関係者にヒアリングや協議検討を行った。		△：やや遅れ	居住支援が促進されるよう、関係機関・民間への働きかけなど広報について検討する必要がある。	保護観察所等の要請に従い、広報啓発等必要な取組を行う。	県民活動課
②	●生活困窮者自立支援制度 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業が、より多くの市町において取組まれるよう市町に情報提供や助言を行います。	・管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予算情報等を参考提供し、実施促進を図った。	実施自治体数：R7.3末 11市町	○：概ね順調	県内市町の取組に差がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	社会援護課
③	●居住支援法人の増加 「新たな住宅セーフティネット制度」について、広島県居住支援協議会等を通じて、さらに周知を図るとともに、セーフティネット住宅の登録促進や居住支援法人の増加に向けた取組を実施します。 ●居住支援法人（保護観察対象者を対象）の増加 「保護観察対象者」を対象とする住宅や居住支援法人について、事例や相談窓口の共有などにより、増加に取り組みます。	居住支援を実施する民間団体の研修会に出席し、居住支援法人の指定に向けた働きかけを実施	保護観察対象者等を対象とした居住支援法人数 R7.1月末：7法人 保護観察対象者等を対象としたセーフティネット住宅数 R7.5.16時点：25,560戸	○：概ね順調	引き続き、広島県居住支援協議会等を通じて居住支援法人の増加に向けた取組のほか、令和7年10月施行予定の住宅セーフティネット法において新たに開始される居住サポート住宅の制度周知を行う必要がある。	住宅セーフティネット制度における居住サポート住宅等については、セミナーやHP、パンフレットにより周知しているが、要配慮者等が必要とする情報を適切に届けられるよう、周知方法等について検討する。また、居住支援法人を通して要配慮者の意見を聞く機会を設けるなど、利用者側の視点を把握する。	住宅課
④	●緊急連絡先の要件緩和 緊急連絡先を個人に限定せず公的機関や福祉協議会、福祉施設等も対象とするなど、入居要件の緩和について検討します。	緊急連絡先を社会福祉協議会や居住支援法人等の団体にすることについて検討を行った。	個人の緊急連絡先を確保できないやむを得ない事情がある場合は、個別の相談に応じて団体等を緊急連絡先とする事も認める。	○：概ね順調	団体等が緊急連絡先となることに関しては、業務として関わる内容については支障ないが、それ以外のことについては対応できないため、団体として受けることは難しいとの意見がある。	緊急連絡先の確保に関しては、必要に応じて個別対応を行う。	住宅課
⑤	●連帯保証人要件の撤廃 連帯保証人要件の撤廃について、必要に応じて助言等を行います。	市町への取組状況の照会を通じて、撤廃状況を把握するとともに、撤廃等の検討に際し、必要に応じて助言等を実施した。	連帯保証人要件を撤廃している市町の数 R7.1.31時点：12市町	○：概ね順調	連帯保証人要件を設けている市町がある。11市町	連帯保証人要件について、撤廃の検討や免除・猶予等の運用が適切に行われるよう、必要に応じて助言等を実施する。	住宅課

2 生活上の基本ニーズの確保・回復

(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援							
ア高齢者・障害（の疑い）のある者等の支援							
	取組の方向	令和6年度末		評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●被疑者等の利用調整 広島地方検察庁による起訴猶予者等に対する保健医療・福祉サービスの利用調整における、地域でのフォローについて、実態を把握した上で、必要な取組を推進します。	令和4年度から、広島県地域生活定着支援センターによる支援対象者に執行猶予者等を新たに加え（入口支援）、県による支援機能の拡大を図っている。	・令和5年度実績：5件 ・令和6年度実績：5件 ※令和4年度は、試行的にモデル実施。	○：概ね順調	令和4年度から開始した入口支援について、支援体制・内容の充実が図られるよう、関係機関間の連携を強化して進めていく必要がある。	定期的な連絡会議（定着連絡会議）を通じて関係機関の連携を強化し、地域定着支援センターの相談支援の充実を図る。	地域共生社会推進課
②	●帰宅先がある者の利用調整（一般調整） 刑事施設出所者のうち、保健医療・福祉サービスの利用にむけた支援の必要性が高いものの、広島県地域生活定着支援センターによる支援を受けることができない者について、国との情報共有の在り方の検討を行い、広島県地域生活定着支援センターによる支援など、必要な取組を推進します。	住居があるため、特別調整の対象とならない出所者に対して、「特別調整」に準じる一般調整対象者として地域定着支援センターによる支援を行っている。	・令和5年度実績：0件 ・令和6年度実績：1件	○：概ね順調	出所時の本人の状況に応じた柔軟な支援が提供されるよう支援体制・内容の充実を図る必要がある。	定期的な連絡会議（定着連絡会議）を通じて関係機関の連携を強化し、地域定着支援センターの相談支援の充実を図る。	地域共生社会推進課
③	●支援辞退者の縮減 地域生活定着支援センターによる支援を辞退する高齢又は障害（の疑い）のある刑事施設出所者について、国に対し、本人の希望を尊重しつつ、効果的な説明方法の検討と実施を要望し、必要な保健医療・福祉サービスへつながるように取り組みます。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所による定期的な連絡会議（定着連絡会議）において、福祉的支援に係る情報共有・意見交換等を実施。	2カ月に1回の頻度で、開催しており、庁内の関係課も参加し、連携強化を図っている。	○：概ね順調	出所者が必要な保健医療・福祉サービスへつなげることが難しくなることから、支援を辞退する背景や要因等への対応について検討していく必要がある。	定期的な連絡会議（定着連絡会議）を通じたケース検討等による対応方法の検討・共有を図る。	地域共生社会推進課
④	●センターの法定化 国に対し、地域生活定着支援センターの法制度上の位置づけを明確にするよう提案し、支援が安定して継続されるように取り組みます。	—	—	—	—	国の予算措置状況や他県の動向等を注視し、必要に応じて対応を検討していく。	地域共生社会推進課
⑤	●センター等の市町、福祉サービス事業者等の広報周知 市町や保健医療・福祉サービス等の事業者において、検察庁や地域生活定着支援センターの取組についての認知が高まるよう広報周知を行います。	県外センターや検察庁、保護観察所等との合同研修（地域生活定着支援センター研究協議会）を開催している。	地域生活定着支援センター講演会（R6.12.14） 中四国ブロック専門研修会を開催（R7.2.13、14） 第11回 社会福祉士会受託 地域生活定着支援センター研究協議会（R7.2.7） 広島県臨床心理士会・広島県公認心理師協会合同研修会（R7.3.1）	◎：順調	—	引き続き、地域生活定着支援センター主催の講演会等を開催する。	地域共生社会推進課
⑥	●利用調整に関わる機関の連携 広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島弁護士会、公益社団法人広島県社会福祉士会など、保健医療・福祉サービスの利用調整に関わる機関において、支援のノウハウや地域資源を共有し、相互に連携する仕組みづくりを推進します。	広島県、広島県地域生活定着支援センター、広島地方検察庁、広島保護観察所、弁護士（オプザバー）による定期的な連絡会議（定着連絡会議）において、支援状況の共有や相互連携について協議等を行った。	2カ月に1回の頻度で、開催しており、庁内の関係課も参加し、連携強化を図っている。	○：概ね順調	相互連携の仕組みの構築と強化に向け、連携・協議の場を継続して進めていく必要がある。	連絡会議による情報共有や、センター主催講演会による関係機関向け研修機会を通じて、保健医療・福祉サービスが適切に提供される体制づくりを図る。	地域共生社会推進課
⑦	●センター業務のICT化 支援対象者や支援者の増加に備え、実態を把握した上で、デジタル技術を活用した情報共有の仕組みを検討し、推進します。	コロナ禍において、オンラインによる事業者との協議・連絡調整等を進めた外、他センターと情報共有を行う全国規模のアプリケーションについて情報収集を行った。	オンライン活用は、事業者との協議・連絡調整等の迅速化等に繋がっている。全国規模のアプリケーションについては、そのメリット・課題や他センターの導入状況等の動向を注視している。	○：概ね順調	デジタル技術を活用した他機関との情報共有方法について、手順やルール・活用媒体、また共有先とその範囲について、検討・整理していく必要がある。	他センターでのデジタル技術を活用した運営の情報収集を行うとともに、オンライン会議による連絡調整など、業務の効率化等につながるデジタル技術の活用に取り組み。全国アプリについては、引き続き、情報収集に努める。	地域共生社会推進課

広島県再犯防止推進計画「令和6年度末の実績」

イ 薬物依存を有する者への支援							
①	●薬物依存者の治療・回復の支援 薬物依存者や家族からの依存症の回復に向けた相談や、保健医療の確保については、「広島県保健医療計画」に基づき、推進します。	・薬物依存症者及びその家族の相談を受けている又は今後受けていく相談機関への技術支援や地域依存症支援者のスキルアップ研修を継続実施した。 ・「第7・8次広島県保健医療計画」に基づき、依存症に対応する体制構築の取組を継続実施した。	毎年、保健、医療、福祉、司法、警察、更生保護、教育等の機関を対象に依存症相談対応研修を複数回開催した。	○：概ね順調	県内で継続的に薬物依存症者、家族が相談する窓口が少ない。	令和6年度に実施した取組について、継続実施する。	業務課
②	●薬物依存者に対する支援情報の提供 刑事施設や保護観察所と連携し、薬物依存者に対して、治療や支援を実施している機関等の情報や支援内容が確実に届くよう取り組みます。	・刑事司法関係機関に対して行った、薬物事犯者への情報提供の実態に関するアンケートの結果を踏まえ、「医療法人せがわ」のリーフレットの送付等 ・HPを改修し、薬物依存に関する頁を追加した	6年度実績 290部	○：概ね順調	薬物依存者等へ支援内容が届くよう、リーフレット以外の広報についても検討の必要もある。	刑事司法関係機関に対して行った、薬物事犯者への情報提供の実態に関するアンケートの結果を踏まえ、引き続き「医療法人せがわ」のリーフレットを送付する。	県民活動課
		薬物乱用対策関係の会議において、県計画の内容を説明した。	各種会議等で県計画の説明を実施し、関係者等に周知した。	○：概ね順調	再乱用防止のため、薬物依存者に対し、治療機関等の情報や支援内容を提供する取組を実施しているが、さらなる取組が必要である。	・地域の支援者にヒアリングする等により治療機関、支援内容等を把握の上、刑事司法関係機関と情報提供の方法について、調整し、実施する。	組織犯罪対策第三課

ウ 犯罪・非行をした者の特性に応じた支援							
①	●特性に応じた支援 刑事司法関係機関職員や警察職員による行政職員や事業者等への研修など、犯罪・非行をした者の特性に関する知見や支援のノウハウが地域に還元されるよう取り組みます。	県子ども家庭センターにおいて、ぐ犯行為や触法行為等の非行相談に対応した。	県子ども家庭センターにおいて、R5年度167件に対し、R6年度（R7.1末時点）144件のぐ犯行為や触法行為等の非行相談に対応した。	◎：順調	非行相談の件数はほぼ横ばいではあるものの、引き続き、着実な相談対応が必要である。	引き続き、県子ども家庭センターにおいて、非行相談に対応していく。	子ども家庭課
		少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を実施した。	少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を実施した。（R6：少年相談3,524件）	◎：順調	少年相談の件数は、R5年と比べ微減したものの、ほぼ横ばいであり、引き続き、少年等に寄り添った相談対応、支援活動を行う必要がある。	引き続き、少年サポートセンターを中心に少年の非行及び保護に関する相談に対応するとともに再非行防止の支援活動を推進する。	少年対策課
		・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を行うなどした。	・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、所在確認や面談を実施した。	○：概ね順調	—	・16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、所在確認や面談を行う。	人身安全対策課
		・ストーカー加害者に対して、カウンセリングや治療を勧奨した。	・禁止命令を適用したストーカー加害者全員に対してカウンセリング等を勧奨した。	○：概ね順調	・ストーカー加害者全員に対し、カウンセリング等を勧奨したが、カウンセリング等に対する有効性について、加害者の意識が低く、令和6年中はカウンセリングや治療に繋げることができなかった。	・ストーカー加害者がカウンセリングを受けやすい環境整備に向け、受診できる医療機関等の拡大を目指すと共に、家族も含めてカウンセリング等の有効性について丁寧な説明を行っている。	組織犯罪対策第二課
		刑務所服役中の受刑者のうち暴力団離脱希望受刑者に対し、暴力団離脱指導を行うなどした。	・刑務所において服役中の暴力団離脱希望受刑者に対し暴力団離脱指導を行うなど、暴力団離脱希望受刑者の社会復帰支援に大きく貢献した。	○：概ね順調	・真に暴力団からの離脱を希望しているのか、または自らの刑期を短縮する目的なのかの見極めが困難であり課題である。	・今後も真に暴力団から離脱を希望する受刑者に対し、有意義な指導に努め社会復帰支援を継続する。	組織犯罪対策第二課

3 社会参画の実現

(1) 就労に向けた支援							
	取組の方向	令和6年度末		評価	課題	今後の方向性	担当課
		取組状況	現状				
①	●協力雇用主の業種の拡大 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。	保護観察所主催の「刑務所出所者就労支援事業協議会・連絡会」や広島県就労支援事業者機構主催の「更生保護就労支援連絡協議会」の月例会に出席し、県内の雇用情勢や協力雇用主の登録状況等を把握した。	名簿掲載企業 92社 (R7～8)	○：概ね順調	協力雇用主の登録は増加しているが、就労先として建設業以外や障害者の雇用に取り組む事業者の開拓が進んでない。	保護観察所や広島県就労支援事業者機構と情報共有や意見交換を行い、課題やニーズを共有し効果的な連携のあり方を検討する。	県民活動課
②	●被疑者、被告人の就労支援 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となって、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となっていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。	起訴猶予者等に対して地方検察庁と協定を結び、広島県就労支援事業者機構に委託し就労支援（就職支援、定着支援）を行ってきた。	・支援人数（延べ）：154人 ・3ヶ月後就労継続率 R3 83% R4 57% R5 65% R6 100%	◎：順調	令和6年度は単年度実績は達成したものの、支援対象者の状況に依存する要因もあり安定的に目標数値（90%）の達成は不確実な状況になっている。	支援対象者の特性を踏まえた就職支援に取組むとともに、就職後の支援の充実を図る。	県民活動課
③	●被疑者、被告人の職場定着支援 犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。	管内課長会議等において、実施状況等の情報提供を実施。 ・事業未実施市町に対し、実施市町の予備情報を参考提供し、実施促進を図った。	実施自治体数： R7.3末 14市町	○：概ね順調	県内市町の取組に差がある。	・未実施市町に対し、会議等において情報提供を行い取組の促進を図る。 ・コンサルティング事業の活用を検討する。	社会支援課
④	●生活困窮者自立支援制度 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り込まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。						
(2) 修学等の支援							
①	●復学・進学に関する情報提供 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。	授業料支援制度に関するパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布した。	公立の就学支援 270部 私立の就学支援 270部を配布	○：概ね順調	—	引き続き、制度説明パンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。	県民活動課
②	●学習支援の提供 少年院出院者や保護観察処分少年が、地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体となることができるよう支援します。	「少年サポートセンター」（広島、福山、東広島）のパンフレットを保護観察所及び少年院等に配布した。	広島サポートセンター 69部 福山サポートセンター 54部 東広島サポートセンター 54部を配布	○：概ね順調	—	引き続き、制度説明パンフレットを保護観察所及び少年院等に配布する。	県民活動課